○制度改正に伴う届出一覧

H26.3.31まで	選択	H26. 4. 1より	必要な手続き	届出書類※1(提出期限:平成26年4月10日)
指定共同 生活介護	\Rightarrow	【指定共同生活援助(介護サービス包括型)】 ・みなし事業所として指定(指定手続き不要) ・ケアホームと同様の指定基準上の人員が必要	・運営規程の事業種別の変更※2	・変更届 ・改正後の運営規程
	\Rightarrow	【外部サービス利用型指定共同生活援助】 ・世話人6:1以上の配置が必要	・事業種別変更 ・運営規程の事業種別の変更 ※ 3	・変更届・改正後の運営規程・付表6(その1)・付表6(その2)・付表6(別紙)・勤務形態一覧表・受託居宅介護事業者との委託契約書※4
指定共同 生活援助	\Rightarrow	【指定共同生活援助(介護サービス包括型)】 ・ケアホームと同様の指定基準上の人員が必要	・事業種別の変更 ・運営規程の事業種別の変更 ※ 2	・変更届 ・改正後の運営規程 ・付表6(その1)・付表6(その2)・付表6(別紙) ・勤務形態一覧表
	\Rightarrow	【外部サービス利用型指定共同生活援助】 ・みなし事業所として指定(指定手続き不要) ・世話人6:1以上の配置が必要だが、みなし 指定は当面の間10:1でも可	・運営規程の事業種別の変更※3	・変更届 ・改正後の運営規程 ・受託居宅介護事業者との委託契約書※5
一体型指定 共同生活介護 及び 一体型指定 共同生活援助	\Rightarrow	【指定共同生活援助(介護サービス包括型)】 ・みなし事業所として指定(指定手続き不要) ・ケアホームと同様の指定基準上の人員が必要	・運営規程の事業種別の変更※2 ・一体型共同生活 <u>援助</u> の廃止※6	・変更届 ・改正後の運営規程 ・廃止届※7
	\Rightarrow	【外部サービス利用型指定共同生活援助】 ・世話人6:1以上の配置が必要	・事業種別変更 ・運営規程の事業種別の変更※3 ・一体型共同生活 <u>援助</u> の廃止※6	・変更届・改正後の運営規程・付表6(その1)・付表6(その2)・付表6(別紙)・勤務形態一覧表・受託居宅介護事業者との委託契約書※4・廃止届※7

- ※1 サテライト型住居を設置する場合は、事前相談の上、「変更届に必要な書類一覧」の7番を参照すること。
- ※2 事業種別(事業目的)を「<u>指定共同生活援助」</u>もしくは「<u>指定共同生活援助(介護サービス包括型)」</u>の名称に改正すること。
- ※3 事業種別(事業目的)を「外部サービス利用型指定共同生活援助」の名称に改正し、運営規程の記載例を参考に他の条項を変更すること。
- ※4 事業開始前に契約締結が必要。また、写しに原本証明をした上で提出すること。
- ※5 受託居宅介護サービス提供前までに契約締結が必要。締結後10日以内に、写しに原本証明をして届け出ること。
- ※6 当該事業を廃止するため、みなし指定事業所の指定有効期限は、一体型指定共同生活介護の指定有効期限が適用されます。
- ※7 誓約書および利用者への対応状況に関する書類は添付不要。